

松前町介護保険事業者等指導監査要領

第1 趣 旨

この要領は、松前町介護保険施設等指導監査要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、指導監査に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 指導監査に当たっての基本的な考え方

- 1 指導監査の目的は、「介護保険施設等の介護給付等対象サービスの質の確保と向上及び保険給付の適正化を図ること」にあることを再確認し、次の点に留意し、適切な介護サービスの提供の促進と不正請求等の未然防止に努める。
 - (1) 指導については、事業者から指定申請の相談があった場合や指定後の指導等において、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項及びこれまでの不適切な事例について周知徹底する。

また、関係団体などが主催する研修会等に参加し、介護給付等対象サービスの取扱いや介護報酬の請求等に関する事項及びこれまでの不適切な事例を周知徹底するなどにより不正の未然防止や資質の向上に努める。
 - (2) 監査については、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を執る。
- 2 事務処理に当たっては、事業の円滑な運営を図るためにも迅速な対応に努めるとともに、疑義が生じた場合は、速やかに北海道(以下「道」という。)と協議する。

また、文書管理規程や事務決裁規程、服務規程、倫理条例などをより一層遵守し、厳正かつ適切な指導監査に努める。
- 3 行政処分に係る事案(聴聞等を含む。)については、地域における重要案件であることから、「重要又は異例に属すると認められる事務」として町長の決裁事項とする。

第3 指 導

- 1 実施計画について

松前町(以下「町」という。)は、要綱第2の4の規定及び道が毎年度定める「事業者等指導監査方針」に基づき、当該年度に指導を行う指定居宅介護サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者及び介護保険施設(以下「事業者等」という。)を選定し、毎年6月末日までに道へ報告する。
- 2 実地指導対象の選定

実地指導を行う事業者の選定は、要綱第2の4(2)のア及びイに規定する事業者のとし、当該事業者が指定の更新までの間に、1回以上実地指導を実施する。
- 3 実地通知について

指導の実地通知は、文書により3週間程度前までに対象事業者等に通知する。

4 実施方法について

(1) 集団指導

集団指導は、対象となる事業者等を集めて、必要事項(介護給付等対象サービスの取扱い、介護給付費請求の内容、制度改正内容、過去の指導事例等)について講習等の方式により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、要綱第2の4の規定により選定した事業者等の関係者から関係書類等を基に説明を求め面談方式で行う。

ア 実地指導は「実地指導マニュアル」等を基に、運営に関する事項及び介護報酬に関する事項を必要に応じて実地で指導する。

イ 実地指導により著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合又は、報酬請求の内容が不正な請求と認められる場合は直ちに実地指導を中止し、監査を行うことができる。

ウ 実地指導に当たって、法令等の解釈に過失があった場合は、根拠となるものを示して説明することとし、取扱いについて疑義のある場合は即答を避け、持ち帰って検討の上指導する。

5 実施後の処理

(1) 実地指導

ア 指導実施後、実施機関において指導結果について「実地指導結果調査」を作成する。

イ 指導完了後、原則30日以内に指導の結果を文書により通知し、改善を求める事項については法令の根拠を明示する。

ウ 文書指導事項がある場合は、通知後、原則30日以内に「改善状況報告書」の提出を求めるものとし、具体的な改善内容や実施時期について記載させる。

ただし、特段の事情と認められる場合で「改善予定」や「検討」と記載のあった場合は、改善後速やかに再度報告するよう文書通知し、報告書の提出があった場合は、その改善内容を確認する。

なお、当該報告は、必ず報告書(再度の実地指導が必要になる場合は、決定書)により処理する。

(2) 自主点検に伴う返還

ア 実地指導において介護給付対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し過誤が発見された場合は、実地指導結果通知後30日以内に当該事業者等から過誤の期間及び金額を「介護給付費等返還額内訳表」により提出させ、返還状況を確認する。

イ 過誤が発生した場合は、その返還状況について定期的に把握するほか、返還等が完了した時点で事業者等から報告を求め、必要な確認を行う。

(3) 実地指導後の文書指導に対して、履行する意思が認められない場合には、介護保険指導審査会の意見を聴いて、行政処分等を見据えた監査を実施する。

6 実施結果報告について

町は、指導実施結果を、「事業者等指導実績調書」に記載し、翌年度4月末日までに道に提出する。

第4 監 査

1 監査の選定基準

(1) 監査の選定・実施については、要綱第3の2の規定によるものとし、監査を行うことが想定される事案があるときは速やかに道に連絡する。

なお、次に掲げる内容が明らかになった場合については、町長の了解を得て監査を実施することができるものとし、当該監査後、速やかに道に報告するものとする。

① 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合。

② 著しい不正な請求が認められた場合。

③ その他早急に監査を行わなければならないと判断される場合。

(2) 既に事業の廃止又は指定を辞退している事業者についても、選定基準に該当する場合は監査対象とする。

2 実施通知

要綱第3の5の規定によるものの他、利用者を保護する必要がある場合などにあつては、事前通告を短縮(当日の持参通知も含む。)するなど、迅速に対応する。

3 監査の結果報告について

町は、監査等の結果について速やかに道に報告する。

4 行政上の措置

次に掲げる事項のうち、いずれかに該当する場合においては、事業者等に対し、勧告・命令等、指定又は許可の取消し等を行うことができる。

なお、不正請求等を裏づける事実や書類など行政処分等の根拠となる資料を整理する。(過去の事例については別冊の指定取消等の事例を参照)

(1) 指定居宅サービス事業者(法第77条)又は介護予防サービス事業者(法第115条の8)

ア 欠格事由の該当

① 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人(以下「役員等」という。)が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

② 役員等が介護保険法、その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

イ 従業者について基準に定める員数を満たすことができなくなったとき

- ウ 基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき
- エ 義務(人格尊重等)違反
- オ 居宅介護サービス費又は介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき
- カ 帳簿等の書類の提出拒否、又は虚偽の報告をしたとき
- キ 出頭拒否、虚偽答弁や検査を拒否したとき
- ク 不正の手段により指定を受けたとき
- ケ 法律等の命令・処分違反
- コ 居宅サービス等(居宅サービス、地域密着型サービス、居宅介護支援、施設サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防支援(これらに相当するサービスを含む。)をいう。以下同じ。)の不正・不当行為
- サ 取消等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等の不正・不当行為をした者があるとき。

(2) 指定居宅介護支援事業(法第84条)

- ア 欠格事由の該当
(上記(1)ア参照)
- イ 従業者について基準に定める員数を満たすことができなくなったとき
- ウ 基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき
- エ 義務(人格尊重等)違反
- オ 受託した要介護認定調査の結果について虚偽の報告をしたとき
- カ 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき
- キ 帳簿等の書類の提出拒否、又は虚偽の報告をしたとき
- ク 出頭拒否、虚偽答弁や検査を拒否したとき
- ケ 不正の手段により指定を受けたとき
- コ 法律等の命令・処分違反
- サ 居宅サービス等の不正・不当行為
- シ 取消等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等の不正・不当行為をした者があるとき。

(3) 指定介護老人福祉施設(法第92条)及び指定介護療養型医療施設(法第114条)

- ア 欠格事由の該当
(上記(1)ア参照)
- イ 従業者について基準に定める員数を満たすことができなくなったとき
- ウ 基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき
- エ 義務(人格尊重等)違反
- オ 受託した要介護認定調査の結果について虚偽の報告をしたとき
- カ 施設介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき
- キ 帳簿等の書類の提出拒否、又は虚偽の報告をしたとき
- ク 出頭拒否、虚偽答弁や検査を拒否したとき
- ケ 不正の手段により指定を受けたとき
- コ 法律等の命令・処分違反

サ 居宅サービス等の不正・不当行為

シ 取消等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等の不正・不当行為をした者があるとき。

(4) 介護老人保健施設（法第104条）

ア 開設の許可を受けた後、6ヶ月以上業務を開始しないとき

イ 欠格事由の該当

（上記(1)ア参照）

ウ 義務(人格尊重等)違反

エ 開設者に犯罪又は医事に関する不正行為があったとき

オ 受託した要介護認定調査の結果について虚偽の報告をしたとき

カ 施設介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき

キ 帳簿等の書類の提出拒否、又は虚偽の報告をしたとき

ク 出頭拒否、虚偽答弁や検査を拒否したとき

ケ 法律等の命令・処分違反

コ 居宅サービス等の不正・不当行為

サ 取消等をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等の不正・不当行為をした者があるとき。

また、介護老人保健施設については他の施設と異なり、以上の事由による取消し等のほか、次の自由により行政上の措置ができる旨の規定がある。

① 設備の使用制限等（法第101条）

施設及び設備に関する基準に適合しなくなった場合、期間を定めて、使用を制限、禁止し、又は期限を定めて、修繕、改築を命ずることができる。

② 変更命令（法第102条）

介護老人保健施設の管理者として不適当と認めるときは、期限を定めて、管理者の変更を命ずることができる。

(5) 不正又は不当とは

要綱第3の1に規定する「不正」とは、架空請求や重複請求等を指し、「著しい不当」とは、制度の目的からみて適当ではなく社会通念上介護サービスとして適正を欠くもの等を指す。

また、人員基準欠如等による必要な減算を行っていない場合の、過誤と不正の判断基準については、

① 関係書類において事実と異なる内容の報告をし、出勤簿などが事実と異なるもので整理されている。

② 実態と異なる申請で判定や定員変更を受けている。

などに該当する場合は不正と判断している。

6 行政処分等における聴聞等

(1) 取消し等

行政処分のうち、事業者の指定の取消し、介護老人保健施設の許可の取消し又

は管理者の変更命令を行う場合は聴聞を実施する。

なお、指定・許可の全部若しくは一部の効力を停止する場合は、弁明の機会の付与を行う。

(2) 命令

勧告に従わない場合や介護老人保健施設の改善命令を行う場合は弁明の機会の付与を行う。

(3) 勧告

勧告は行政指導であることから、聴聞等の意見陳述の手続きは必要としない。

(4) 聴聞等の通知

聴聞等を行う場合は、相手側が防御の準備を行う上で十分な期間(通常1週間から10日前程度)をおいて通知し、不正請求額がある場合はその算定を聴聞等の前に終了するものとする。(不正請求額の算定に相当の期間を要する事案については別途協議するものとする。)

なお、処分理由は文書で提示するとともに、相手側から意見書(弁明書)の提出があった場合は、その内容について十分説明を受け、予定している処分の内容が適切か否かの判断を速やかに行う。

(5) 聴聞等の省略

松前町行政手続条例では、遵守すべき規範の内容が明らかであり、その違反事実が客観的に確認されるものなどは聴聞等を省略できる場合もある。

聴聞等の省略の判断については道と確認をしながら決定することとする。

(6) 聴聞等の方法

聴聞等に関する取扱いについては、行政手続など関係法令に基づき行う。

7 行政上の措置の公示等について

(1) 介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)法第77条、第84条第92条、第114条及び第115条の8の規定に基づく指定の取消し又は効力の停止、法第76条の2、第83条の2、第91条の2、第103条、第113条の2、第115条の7の規定に基づく勧告・命令等、第101条の規定に基づく設備の使用制限等、第102条の規定に基づく変更命令並びに法第104条の規定に基づく許可の取消し又は効力の停止(以下「取消処分等」という。)を行った場合は、公示(開設者・対象事業者及びその内容等を掲示場に掲示する。)ほか、松前町役場ホームページなどで公表する。

(2) 事業者等に対する行政上の措置について、法第78条等の趣旨を踏まえ以下の内容の公示等を行う。

なお、指定取消等に該当する場合に、行政処分の前後に事業の廃止及び辞退をした場合も同様とする。

ア 開設者の名称及び所在地

イ 事業者等の名称及び所在地

ウ サービス種別

エ 指定年月日

- オ 事業者番号
- カ 指定取消等の年月日
- キ 指定取消等の内容及び根拠法令
- ク 指定取消等の事由

(3) 勧告を受け期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるが、公表に当たっては、事前に道と協議する。

第5 事業者等からの現況報告

事業者等から、毎年5月末日までに「介護保険施設等現況報告書」を保健福祉課健康グループへ提出させる。

第6 告発の検討

介護保険制度上の不正等により、当該事業者の告発を検討する事案は、次のいずれかに該当する場合とする。

なお、告発に当たっては、事前に道と協議する。

- 1 監査等に際し、答弁や書類の提出を拒否する等その遂行を著しく妨げた場合
- 2 指定の取消処分に該当する要件を反復して履行する恐れのある場合
- 3 その他これに準じると判断される場合

第7 指導担当職員研修の充実

適正な指導の徹底を図るため、研修会等に参加させ、指導担当者の資質向上を図る。